

うきは市農業委員会第29回総会議事録

〔開催日時〕 令和5年7月12日(水) 午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 1階 101・102会議室

〔議事日程〕

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用について

報告第3号 耕作台帳名義人変更届について

(出席委員)

- | | | | | | |
|-----|-----|--------|-----|--------|--|
| 会長 | 16番 | 佐々木 芳幸 | | | |
| 副会長 | 15番 | 中村 稔 | | | |
| 委員 | 1番 | 樋口 健次 | 8番 | 高浪 眞次 | |
| | 2番 | 佐々木 光則 | 9番 | 樋口 美智子 | |
| | 3番 | 後藤 一善 | 10番 | 家永 学 | |
| | 4番 | 園田 忠行 | 11番 | 尾花 里美 | |
| | 5番 | 森 和正 | 12番 | 堀江 清成 | |
| | 6番 | 内山 良江 | 13番 | 佐藤 和弘 | |
| | 7番 | 後藤 義道 | 14番 | 日野 吉光 | |

(農業委員会職員)

事務局長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 池田 奈津希

- 会長 挨拶
- 局長 それでは、議案審議報告に入らせていただきます。これより規約に基づき、会長が進行の方を進めますのでよろしくお願いいたします。
- 議長 それでは早速ですが議案審議に入りたいと思います。なお本日の議事録署名人を1番委員と2番委員にお願いいたしますよろしく申し上げます。
- それでは議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- (議案第1号-1上程)
- 事務局 (議案第1号-1説明・朗読)
- 議長 それでは審議内容を分科会長よりお願いしたいと思います。
- 分科会長 購入される土地は住宅と住宅の間であり、譲渡人は太宰府在住ですので、仕方ないのかなと思います。排水は、西側の水路を利用し下水が東側にありますのでそこを使うということで、問題ないかと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 質疑なしと認めます。
- 採決に入ります。議案第1号-1について賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- 全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。
- それでは議案第1号-2を議題とします。事務局の説明を求めます。
- (議案第1号-2上程)
- 事務局 (議案第1号-2説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 4番 現地調査に行きこの申請地は以前から荒廃農地として、草がそのまま伸び放題でした。周りは結構住宅が建ってきておりますので、許可をした方がいいのではないかという判断をいたしました。以上で終わります。
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 質疑なしと認めます。採決に入ります。
- 議案第1号-2について賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- 全員賛成ということで、許可相当とし県の方へ進達いたします。
- それでは議案第1号-3を議題とします。事務局の説明を求めます。
- (議案第1号-3上程)
- 事務局 (議案第1号-3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。
4 番 この土地につきましては、特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 1 号－ 3 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第 2 号農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号上程)

事務局 (議案第 2 号説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

9 番 現地確認を行い、現況は 54-1 は田んぼを耕作しておりましたが、排水が悪いということで、借人かいない状態です。58-1 は、ぶどう・キュウイなど植えていますが、こちらも借人がいなく荒れ放題になっております。本人は経営農地縮小ということで今回の申請に至りました。残りは農地でしていくと言っておりました。特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第 3 号農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転等許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号－ 1 上程)

事務局 (議案第 3 号－ 1 説明・朗読)

議長 それでは、ヒアリングを行っているとのことですので分科会長の意見を求めます。

分科会長 譲渡人の方が耕作不便と言われ不便なところではあるように思います。まず現地を見て眺望雰囲気が気に入って、経験はありませんがここで農業をしたくなったということです。自家菜園を加えてやりたいということで、平日など時々宿泊しながら奥さんと農作業をしていき、年 2 回の共同草刈り作業等に参加して地域の方々とも交流していきますとのこと。見た通り草刈りとか獣害対策

が重要と思います。また、水の管理に問題があるみたいですが地域の委員さんにアドバイスもらい頑張ってもらいたいと思います。以上です。

議長 それでは担当委員の説明をお願いします。

8番 現地へ行き梅と栗が数本植えており、あとは荒れております。そのまま放置すれば間違いなく荒廃地になるということです。譲渡人は糸島の方で譲受人は北九州市ということで両方とも遠隔地にありますが年齢的には73歳から52歳に渡るということもありそこを20年ぐらい本人が管理していけば農地として存続が可能ではないかと思います。ただ分科会長が言いましたように、野菜を作りたいということで水を利用したい話があったておりましたがそんなに多くの水は使えず水の利用が冠水のための水というのは基本的に駄目だという話も聞いております。私の方から、代表の方に相談をしたいなと思っております。以上です。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります質疑のある方は挙手をお願いします。はいどうぞ。

12番 譲渡人が福岡市糸島在住、譲受人が北九州になっておりますがどういう関係でこの申請になったのですか。

事務局 事務局の方からわかる範囲で説明させていただきます。ヒアリングの際にどういったところであってということだったんですが、飯塚の小竹町にある田舎不動産を通じてお知りになったということです。

議長 よろしいですか。

(質疑なし)

他にはいなければ採決に入ります。

議案第3号-1について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

賛成多数ということで許可といたします。

それでは議案第3号-2を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-2上程)

事務局 (議案第3号-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員意見を求めます。

9番 こちらは元々はイチジクのトンネルハウスがありました。農地を取得するときの登記漏れがあったみたいで今回の申請に至ったと聞いております。特に問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号-2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号-3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-3上程)

事務局

(議案第3号-3説明・朗読)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

4番

西側の建物の方が今度の譲渡人の方の建物になると思います。

特に問題はないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号-3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで結果といたします。

それでは議案第3号-4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-4上程)

事務局

(議案第3号-4説明・朗読)

議長

こちらヒアリングをされてあると思いますので分科会長の意見を求めます。

分科会長

譲受人の方は、現在車の整備のお仕事に就かれておりますが軌道に乗れば将来農業1本で生活し子供たちと農業をやっていきたいと考えておるようです。現況では柿木はありますが3年ほど放置されているようなので継続は難しく、新たな品目を検討しているそうです。農機具等は軽トラ常用草刈り機を持っております。将来SSも必要であれば購入したいということです。まずは柿の作業ですが自分で重機を借りて行うそうです。柿は根が深く大変な作業になると思いますがどれくらいの期間で終わるかが重要に思います。草刈り作業そして作物の選択課題も多く残っている状態と思いますが、進行状況を見守って助言も必要かと思ったところであります。以上です。

16番

それでは担当が私ですので意見を述べます。譲受人と話をしましたが先ほども申されたように耕作放棄しているような柿畑でした。何度もこれは品物にはなりませんよという話をしましたが、どうしてもやると話しており一生懸命やっていたかしかないのかなという気持ちであります。あとは草刈りなど荒らさないようにだけお願いしますと追加で申しております。以上です。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第3号-4について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

賛成多数ということで許可といたします。

それでは議案第3号-5号を議題とします事務局の説明を求めます。

(議案第3号-5上程)

事務局

(議案第3号-5説明・朗読)

議長

ヒアリングしてあるそうですので分科会長の意見を求めます。

分科会長

ヒアリングの内容報告いたします。本人はこの地域の農業に興味があり子供たちの食育などの視点からやってみたいと考え、経験はありませんが親族が農家をしているのでアドバイスをもらい、農機具等も借りて取り組んでいきたいということです。作付けは米ですが将来的には畑がもし購入取得できれば野菜等もやっていきたいということです。現在は今年の10月ぐらいまで推進委員さんの古賀さんが引き受けておられますが、この方と引き継いで11月からはやりたいということです。推進委員さんからは水利などの地元の農家さんに従って作業交流を深めるようお願いしておくということでした。場所的にも面積的にも問題なく農業ができるように思いますので大丈夫かと思います。

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

6番

ここは現在推進委員の古賀さんが作っております。10月まで古賀さんが耕作しその後野口さんの方に渡るという約束ができています。それから、水利関係もご本人と地元の方のお話しできていますので、その点は安心だと思えます。農機具等はおじさんのところから搬入するというので大丈夫だと思えますのでよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

16番

相続財産管理人が設定されてありますが、もしも解体ときにまだ管理人が設定されていない場合はどうしたらいいのですか。

事務局

相続につきましては、まず相続人さんが相続しないことには登記等もできませんので、法的手続で相続人の皆さんが相続放棄の手続を完全にやってしまうと裁判所の方から相続財産管理人というのをつけられますので相続放棄というのはやめましたではなく相続放棄の場合はきちんと裁判所に届ける必要があるかなと思っております。仮に相続放棄をされた場合でも次の所有者が決まるまでは、相続権者に管理責任が来るというふうに私も聞いておりますので草刈り等の管理については農地に限らずやらなくてはいけないという形になっているかと思えます。

議長

他に何か質疑ある方はいませんか。

(質疑なし)

よろしいですか。それでは採決に入ります。

議案第3号-5ついて賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号-6を議題とします事務局の説明を求めます。

(議案第3号-6上程)

事務局

(議案第3号-6説明・朗読)

議長

それでは、年金の再設定ということですので事務局長より説明をもらいます。

事務局長

こちらについてですが年金の再設定がされていなかった関係で譲渡人の方へ連絡を取り再設定の手続きをしないと年金に影響が出ますというお話をさせていただき、再設定の申請を頂いたところでございます。以上です。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

それでは採決をします。議案第3号-6について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

賛成多数ということで許可といたします。

それでは議案第3号-7を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-7上程)

事務局

(議案第3号-7説明・朗読)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

4番

こちらの農地の方の購入者は、先ほど議案第1号-3番で審議されましたの申請者のお父さんになります。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

10番

事務局

この申請地の中に693-7鉦泉地がありますが、これは売買対象にないのですか。鉦泉地につきましては農地法の範囲内ではございませんので、農地部分の審議とさせていただきます。

議長

他になければ採決に入ります。

議案第3号-7について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

賛成多数ということで許可といたします。

それでは議案第3号-8を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-8上程)

事務局

(議案第3号-8説明・朗読)

議長

それでは分科会長の意見ということでお願いしたいと思います。

分科会長

ご主人は焼き肉店を営んでおり譲受人は菓子作りを勉強していたので銀杏や栗を使って販売までやってみたいということです。里芋やジャガイモなどの作業はお願いしている人がおり、農機具等もその方のものでやって、これから少しずつ本人もやっていきたいということです。銀杏・栗などは知人などを収穫し、

里芋・ジャガイモはご主人の事業や自家消費され残った分に関しては、販売していきたいと考えているそうです。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます採決に入ります。

議案第3号-8について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

賛成多数ということで許可といたします。

それでは議案第4号を農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第4号上程)

事務局 (議案第4号説明・朗読)

事務局の説明が終わりました質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで市長の方へ報告をいたします。

それでは報告事項に行きたいと思います。事務局の説明をお願いします。

(報告1・2説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印